

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化補助制度(令和7年度版)

要緊急安全確認大規模建築物（裏面参照）の補強設計、耐震改修について、費用の一部を補助します。（面積による上限額等があります。）

補強設計

上限額:市の要綱の別表に定める
補助金額です。

耐震改修

上限額:市の要綱の別表に定める
補助金額です。

※詳しくは建築指導課へお問合せ下さい

募集期間 令和7年4月14日～令和7年5月30日

（予算確保の必要があるため、必ず前年度にご相談ください。募集期間内に予算額に達しない場合、予算が額に達するまで募集を継続します。）

申込みできる方

■以下の条件に全てあてはまる方です。

当該建築物の所有者／市税すべてを完納されている方／暴力団関係者でない方

■対象となる建物は、以下の条件を全て満たすものです。

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物（裏面参照）に該当する建築物

ただし、補強設計・耐震改修については、「学校」、「病院、診療所」、「老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの」、「幼稚園、保育園」、「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」は対象外となります。

- ② 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ③ 岡山市内に存するもの
- ④ 年度内に補助事業が完了するもの（耐震改修については、年度をまたがる事業も対象となる場合がありますので、ご相談ください。）

※この補助制度をご利用される場合は、必ず事前にご相談ください。

申込み方法

申請書類を岡山市建築指導課へ提出してください。

なお、申請書類はホームページからも入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000006034.html>



問い合わせ先

岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL 086-803-1445



用途		所管行政庁の指導・助言対象建築物の要件	指示対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上	—	—
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場			—	—
卸売市場				
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			—	—
事務所			階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗			—	—
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 m ² 以上
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※凡例 …に該当する用途は、耐震設計、耐震改修の補助事業の対象とはなりません。